

第24期第9回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年4月9日(金)午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口哲哉、石手啓夫、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、
西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第2～8号)
(3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第9～11号)
- 6 協 議 (1) 特定生産緑地指定要望のあった国有農地等の利用状況等について
(2) 令和3年度練馬区農業委員会活動計画(案)について
(3) 令和3年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
- 7 報 告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
(2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(3) 特定農地貸付けに係る変更について
(4) 特定農地貸付けに係る報告書の提出について
(5) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
(6) 特定都市農地貸付けに係る貸付規定の変更について
(7) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第9回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会事務局職員について、事務局から報告があります。

事 務 局 事務局長の関口和幸です。令和3年度の事務局職員を紹介いたします。

事務局次長 岡村大輔です。

農業担当係長 五百川彰宏です。

農業担当係主事 川野景子、吉本啓輔、島原孝明です。

なお、本日出席していませんが、農業担当係主事 大場浩司、一関杏美、炭田祐実の3名を加えまして、計9名です。円滑な委員会運営に努めます。よろしくお願ひいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は16名です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、井口哲哉委員と石手啓夫委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和3年3月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 3月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。(1)(2)の畑は、隣の畑と一団になっており、道路と隣地との境界は確認ができました。地続きになっているため、杭が入っていないところもありましたが、長さを測り、場所を確認しました。仮の支柱などを挿しておくようお願いをしました。こちらの畑にはスナップエンドウ、ミカン、レモンなどの苗木が20本ほど植わっていました。続いて、(3)(4)の畑にはハウスが2棟あり、その中にトマト、キュウリが作付けしてありました。露地でタマネギ、ソラマメ、レタスなどの作付けも見られました。こちらに関しても境界を確認しました。(5)の畑には、サツマイモ、ラッカセイを今後作付けするとのことで、現在、綺麗に畝った状態になっています。隣接する畑にはタマネギが作付けしてあり、除草の作業をしていました。こちらでも境界を確認しました。(6)(7)の畑には、クリが苗木で20本と、大きくなったクリの木が十数本ありました。ほかにジャガイモ、レタス、ハニシク、東側にイチゴが作付けしてありました。こちらに関しても境界を確認しました。販売は、自宅前の直売と、JA直売所、マルシェとのことです。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

石手啓夫委員 この持分について説明いただけますか。

事務局 おそらく相続の遺産分割の過程で生じたものであるため、経緯は不明です。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和3年3月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、田中大代委員お願いします。

田中大代委員 3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。この畑は、3年前は野菜が植わっていましたが、今回はカキの苗木(太秋)が植わっていました。西側の塀にはミカンが植わっており、草1本生えていない肥培管理ができています。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和3年3月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、本橋朋和委員をお願いします。

本橋朋和委員 3月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。(1)(2)の畑には、ネギとジャガイモが作付けされており、西側に植木が数本植えられていました。申請者は植木の販売も行っているとのことでした。(3)の畑は、緑肥をすき込んでおり、キャベツが作付けされていました。今後、トウモロコシとエダマメを作付けするとのことでした。境界はすべて確認しており、草はなく、綺麗に管理されている畑でした。生産物はすべて市場に出荷しているとのことでした。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和3年3月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井口哲哉委員 3月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。この畑には、ハウスが3棟あり、ハウスの中には昨年の夏のキュウリ、トマト、トウモロコシなどが残った状態でした。露地にはカキが4本あり、コマツナ、ダイコン、ハクサイ、ホウレンソウなどが作付けされていました。

申請者は、体調を崩し入院しており、夏野菜の片付けができず、また冬野菜の大半が収穫できずに残っている状態でしたが、畑に草はなく、冬の枯れた状態でもなく綺麗に管理されていました。境界についても確認しました。販売は、庭先での直売とのことですので、よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号第6号は一括審議です。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号および第6号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いいたします。

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和3年3月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和3年3月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木村隆昭委員 3月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑は現在、耕運され、作付けされていませんでしたが、南側に、コマツナ、ホウレンソウが少しずつ残っており、ハクサイ、ダイコンなどが作付けされていました。西側には、ミカンの木が1本と植木が数本植えてありました。草は生えていませんでした。自宅前の直売所で販売しているとのことでした。

境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和3年3月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、尾崎賀一委員をお願いします。

尾崎賀一委員

3月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。東西の畑は行き来できるようになっており、ウメの木が(1)(2)の畑に30本、(3)(4)の畑に20本植わっており、ビワとクリの木も1本ずつ植わっていました。販売はしておらず、自家消費と近隣住民に無償で配布しているとのことでした。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和3年3月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 3月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑の北側にカキが8本とウメが8本あり、剪定されていきました。今後、南側にクリを植える予定とのことでした。畑には全て防草シートが敷いてありました。境界についても確認しました。販売は、庭先での直売とのことです。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和3年3月10日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者などについて説明】 事務局からは以上です。
西貝孝之会長	それでは、篠田政巳委員お願いします。
篠田政巳委員	3月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。(1)(3)(4)の畑には、ハウスが7棟、農業資材を入れる倉庫が1つ設置されていました。ハウスでは、イチゴを栽培しており、自宅前で直売しているとのことでした。畑の東側にはジャガイモが作付けされており、イチゴの苗も数本定植されていました。(2)の畑は、作付けはされていませんでしたが、綺麗に耕運されていました。境界についても確認しました。よろしくお願いします。
西貝孝之会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和3年3月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 3月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。(1)の畑には、全面ミカンが植えてありました。(2)から(8)の畑には、北西側にネギを作付けしていたとのことで、すでに収穫は終わっていました。畑の東側には、カキやネギ苗、タマネギなどが作付けされ、南側にはミカンが植えてありました。なお、カキとミカンの部分には全て防草シートが敷いてあり、綺麗に管理されていました。庭先とJA直売所で販売しているとのことでした。
境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和3年3月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主

たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、榎本重恭委員お願いします。

榎 本 重 恭 委 員 3月29日に、事務局1名と現地確認に行ってきました。畑にはミカンとカキが植えられており、露地では、ジャガイモなどが作付けされ、綺麗に管理された圃場でした。
販売はしておらず、自家消費と近隣住民に配布しているとのことでした。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件を承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに、24ページです。

本協議事項につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、関係委員については、退席をお願いします。

次第2 協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「特定生産緑地指定要望のあった国有農地等の利用状況等について」です。

令和3年3月5日付けで、農林水産省所管国有財産管理者である東京都知事より、国有農地等の利用状況等について調査の依頼がありました。

土地の表示は記載のとおりです。いずれも所有者は国ですが、区内の農業者が借りて耕作しているものです。農地性について、農業委員会としての回答を求められたものです。

位置について25ページをご覧ください。

大泉学園町四丁目と東大泉六丁目で、続いて、26ページをお願いします。

農業委員会会長から東京都知事宛の回答案で、いずれの土地も農地性等について問題なしという内容になっております。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮本兼一委員 3月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

大泉学園町の畑は道路予定地になっており、周辺は買収が進んでいますが、現在、家庭菜園として活用されていました。

東大泉の畑は、葉物野菜、ネギ、レタス、柑橘等が栽培されていました。どちらの畑も農地性については問題ありません。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに28ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和3年度の練馬区農業委員会活動計画の案について」です。
こちらは前回の農業委員会の協議会でお諮りしたものです。協議会後に、特にご意見等ありませんでしたので、前回と変更はない形で出しております。
1 基本方針、2 重点活動内容、3 その他の活動という構成になっております。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに30ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和3年度農業者年金加入推進活動計画の案について」です。
本件は農業者年金の加入推進にあたり、例年作成しているものです。加入推進目標を新規加入者3名とし、令和2年度の活動計画案と同様の内容となっております。
対象となる農業者に、制度を広く周知するといったことを第一に、引き続き加入推進に取り組むものです。
事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに32ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」です。

前回の農業委員会総会におきまして、令和2年6月に行われた農地法第18条第1項の規定による農地の賃貸借契約の解除の申請が取り下げられたという旨をご報告しました。

これに伴い、令和3年2月18日付けで、賃貸借の合意解約をした旨の通知が農業委員会宛に提出されたため、ご報告するものです。

なお、通知の中に誤記があるため、ご報告いたします。

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日について、合意解約の合意が成立した日付が平成3年となっております。こちらは令和3年の誤りであることを申請者に確認をし、修正についても依頼済みです。

それでは、報告に戻ります。

【当事者、土地の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は4件です。

【物件地番・地積、申請者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに44ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「特定農地貸付けに係る変更について」です。

令和3年3月11日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

今回の変更点は借受期間の更新です。

【申請者、農地の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「特定農地貸付けに係る報告書の提出について」です。

令和3年3月16日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

本件は現在、老人クラブ農園として利用されている畑について、契約が更新されたため、報告するものです。

【申請者、農地の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに48ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。

令和3年3月18日付けで、東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったため、報告するものです。

【名義の種類、事業主体などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに50ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「特定都市農地貸付けに係る貸付規程の変更について」です。

令和3年3月31日付けで、特定都市農地貸付けに係る貸付規程の変更について、報告書が提出されたので下記のとおり報告する。

【報告者、所在地などについて説明】

引き続きご説明します。

別冊資料 インデックス4の3ページ目をお開きください。

「特定都市農地貸付けにおける変更手続きについて」です。

1 承認時の農業委員会における承認基準として、①から④まで記載をしております。2 農業委員会における承認が必要な事項として、①から④まで定められております。

法律上この①から④以外のものにつきましては、軽微な変更とされており、農業委員会による変更の承認は不要となっております。しかし、農業委員会においては、軽微な変更についても常時把握に努めることが必要である、といった内容の通知が国から出されております。この内容を踏まえ、契約の更新などがあつた際には、報告書の提出をお願いしています。

続いて、机上に別添の資料を配布させていただいております。開設者から練馬区農業委員会会長宛の報告書です。変更内容などが記載されております。また、開設者と利用者で締結する変更後の貸付規程、変更後の市民農園事業計画書貸付規程の新旧対照表についても、お目通しください。

総会資料50ページにお戻りください。

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

半 田 保 之 委 員 開設者が行っている体験農園は、貸付面積が異なる2種類がありますが、何区画ずつになっていますか。

事 務 局 開設者の体験農園は、3㎡区画と4.8㎡区画があり、3㎡区画が64区画、4.8㎡が150区画、合わせて214区画となっております。以上です。

半田保之委員	現在の利用状況はわかりますか。
事務局	昨年度の報告書を今年の6月末までに提出していただくため、その際にもお示ししますが、今回報告があった農地については、ほぼ100%埋まっていると伺っております。
西貝孝之会長	他に何かございますか。 (発言なし) それでは、よろしく申し上げます。 つぎに52ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和3年3月に届出のあった農地の転用について報告するものです。 【届出件数、面積などについて説明】 事務局からは以上です。
西貝孝之会長	それでは、よろしく申し上げます。 1枚目の次第をお願いします。次第4 その他です。事務局から何かありますか。
事務局	特にございませぬ。
西貝孝之会長	委員の皆様から何かありますか。

(発言なし)

それでは以上で、第9回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人